

広報おごおりがスマートフォンなどのアプリで閲覧できます

☎総務課広報統計係 ☎72-2111内線243

1



広報おごおりがスマートフォンなどで電子書籍として手軽に閲覧できるようになりました。

バックナンバーから過去の広報紙を閲覧できるのはもちろん、気になった記事を切り取って、保存することもできます。

利用方法 アイ

- ①アプリ「i 広報紙」をダウンロード(無料)
- ②「お住まいの地域」を「小郡市」に設定



配信スタート！最新号発行日に通知が届きます

ダウンロードは
こちらから

※iOS、Android
端末対応



- ※広告が途中で表示されますが、小郡市とは関係ありませんのでご了承ください
- ※アプリ「i 広報紙」は株式会社ホープが配信しています。システムや表示される広告については株式会社ホープ(☎092-716-1404)へお問い合わせください
- ※アプリは無料ですが、データを受信する際に通信料が必要となりますのでご注意ください



気になる記事は、その部分だけを切り取り、アプリ内のスクラップブックやスマートフォンなどの端末本体に保存ができるほか、その場でSNSで共有することもできます。



農業委員会からのお知らせ

☎農業委員会事務局 ☎72-2111内線632

2

農業委員会委員選挙人名簿登載申請を忘れずに！

毎年、1月1日現在で市内に住所を有する人のうち、名簿登載要件(耕作面積10アール以上など)を満たしている人の申請により、農業委員会委員選挙人名簿を作成します。

対象者に登載申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。期限までに提出がない場合は、選挙人名簿に登載されず、農業委員会委員選挙での立候補や投票ができません。また、投票立会人などになることもできません。

申請期限 1月9日(金)

※今回の選挙人名簿登載申請により作成された選挙人名簿をもとに、任期満了(平成27年7月14日)を迎える農業委員会委員選挙が実施されます

農地の権利取得(所有権移転等)にあたっての下限面積について

10月に開催された小郡市農業委員会総会で審議した結果、下限面積は農地法で定める基準の通り50アールと決定しました。

下限面積とは、農地法第3条の許可要件の一つです。農地の権利を取得する場合、取得しようとする農地を含め、耕作する農地の面積が50アール以上必要となります。

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置制度などの申告は2月2日(月)まで

申 税務課資産税係 ☎72-2111内線122・123

※各種申請書は、税務課窓口、市ホームページ(トップページの「申請書ダウンロード」より)で入手できます

新築された認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置制度

平成26年1月2日から平成27年1月1日までの間に認定長期優良住宅を新築した人は、申請により、通常の新築軽減(3年間もしくは5年間)に代わり、次の減額期間が適用されます。

【減額される期間】

一般の住宅(平屋・2階建住宅等)	新築後5年間
3階以上の中高層耐火住宅等(マンション等)	新築後7年間

【減額内容】

住宅部分1戸当たりの床面積	税の減額率(該当家屋のみ)
50㎡～120㎡以下	2分の1
120㎡～280㎡以下	120㎡分に相当する税額の2分の1(60㎡に相当する税額)

対象家屋

- ・長期優良住宅の普及促進に関する法律に規定される認定長期優良住宅
- ・床面積が50㎡(一戸建て以外の共同住宅の場合40㎡)以上280㎡以下のもの
- ・併用住宅の場合、居住部分割合が2分の1以上のもの

申請方法

長期優良住宅に係る固定資産税の減額申請書に、認定長期優良住宅の認定通知書の写しを添え、申請

申請期限 2月2日(月)

認定長期優良住宅とは

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準(耐久性・可変性・維持管理の容易性)に基づき、行政庁の認定を受けて新築された住宅のことです。

住宅用地の申告

住宅の用に供する敷地(住宅用地)についての固定資産税は税負担が軽減されています。平成26年1月2日から平成27年1月1日の間に、住宅用地の利用状況に変更がある人は住宅用地特例の適用が変わりますので、申告が必要です。

対象となる場合

- 住宅を新築・増築した場合
- 住宅を新たに取得した場合
- 住宅を取り壊した場合
- 住宅を店舗・事務所などとして利用し始めた場合、または店舗・事務所などを住宅として利用し始めた場合
- 住居戸数の変更があった場合
- 土地の利用方法を変えた場合

※すでに家屋調査、滅失登記が済んだものは除きます

申告方法

固定資産税の住宅用地等申告書を記入し、申告。別途関係書類を提出してもらう場合があります。

申告期限 2月2日(月)

住宅用地継続申請について

既存の家屋(住宅)の所有者またはその家族が、賦課基準日(1月1日)に住宅を建替え中の場合、その土地について1年度のみ継続して住宅用地の特例を受けることができます。申請が必要ですので、詳しくは、お問い合わせください。

新築・増築、解体の届け出

建物(住宅・倉庫・車庫・店舗など)を新築・増築、解体した場合、平成27年度固定資産税に係る調査が必要です。税務課資産税係までご連絡ください。

償却資産の申告

平成27年1月1日現在で、市内に事業用資産(償却資産)を所有している法人または個人は、当該資産の申告が必要です。

すでに市に登録している所有者には、12月中に書類を郵送済みです。期限内に申告してください。

※新規の人はご連絡ください

●期限 2月2日(月)